

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和元年10月10日 06時45分ごろ
発生場所	岩手県久慈市久慈港北東方沖 久慈牛島灯台から真方位049° 11.4海里（M）付近 （概位 北緯40° 20.6′ 東経142° 00.9′）
事故の概要	遊漁船第八昇 ^{しょうしん} 伸丸は、航行中、プロペラ点検口から浸水して転覆した。 第八昇伸丸は、船長が溺死し、機関等に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和元年10月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第八昇伸丸、4.8トン IT3-47990（漁船登録番号）、久慈市漁業協同組合 11.15m（Lr）×2.83m×0.98m、FRP ディーゼル機関、180.00kW、平成7年8月5日 第211-14003号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年6月25日 免許証交付日 平成28年7月11日 （令和3年8月17日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	機関等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約19℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客5人（以下「釣り客A」、「釣り客B」、「釣り客C」、「釣り客D」及び「釣り客E」という。）を乗せ、令和元年10月10日05時30分ごろ久慈港を出港して同港北東方沖約13Mの釣り場に向かった。 釣り客Cは、他の釣り客と共に甲板上で待機していたところ、06時ごろ、本船が右舷側に傾いているように感じるとともに、操舵室右

舷側の排水口から海水が甲板上に流入するのを見ていつもと様子が違うように感じた。

06時10分ごろから釣り客Aが右舷船首側、釣り客Bが左舷船首側、釣り客Cが操舵室付近右舷側、釣り客Dが操舵室付近左舷側及び釣り客Eが船尾側とそれぞれの釣り座について持参したクーラーボックスに座り、釣りの準備を始めた。

釣り客Aは、背後に置いていた釣りの道具箱が自分の方に滑って来るので、不審に思った。

釣り客Eは、座っていたクーラーボックスが右舷側に滑って移動したので、本船が右舷側に少し傾いていると思った。

釣り客Dは、06時30分ごろ、本船が、釣り場に到着して機関を中立運転とし、船長の合図を受けて釣りを始めた際、船長から、本船が右舷側に傾いていないかと尋ねられて本船が右舷側に傾いていることに気付いた直後、船長から釣りざおを上げるようにとの指示があり、また、船長がどこかに救助の依頼をしている声を聞き、これは大変だと思った。

船長の友人は、06時41分ごろ船長から救助の依頼を受けたが、自船が修理中であったので、出漁中の僚船2隻（以下「僚船A」及び「僚船B」という。）にそれぞれ救助を依頼した。

釣り客Cは、釣りを始めてすぐに自分の周囲が約10～15cmの高さまで浸水していることに気付き、本船に備付けのバケツで海水をくみ出していたところ、船長が操舵室の床にある機関室天井蓋を開けて機関室内をのぞき込んでいる姿を見た。

釣り客Aは、釣り客Cの様子に気付き、一緒にバケツで海水をくみ出し始めたものの、波が船縁を越えて甲板上に打ち込むようになり、海水のくみ出しをあきらめて船首方に避難した際、救助を依頼した旨を知らせる船長の声を聞いた。

本船は、航走を開始したが、速力が上がらず、機関が停止し、06時45分ごろ右舷側に大きく傾斜して横倒し状態となった。

(写真1、写真2 参照)



写真1 本船



写真2 横倒し状態となった本船

釣り客Eは、本船の船尾付近で救命浮環につかまって海面に浮いていたところ、船長が、操舵室左舷側の窓から右手と頭を出して救助を求めていることに気付き、泳いで操舵室に近づき、船長の右手を引いて脱出させようとした。

本船は、釣り客Dが釣り客Eの救助作業に気付いて同作業に加わり、更に釣り客Cが加わったものの、船長を救出することができず、次第に操舵室内の浸水量が増加して海中に没した。

(写真3、写真4 参照)

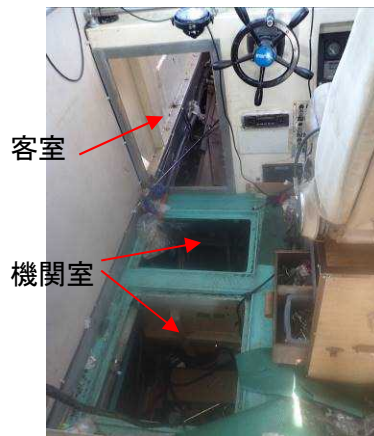


写真3 機関室天井蓋の位置



写真4 操舵室内

釣り客Aは、本船が傾斜した際、滑り落ちるようにして落水した後、左手でクーラーボックスを抱え込むようにし、右手で本船から伸びたロープを握って海面で浮いていたところ、約2～3m離れたところで船長が仰向けで浮いていることに気付いたが、船長に意識がないと思った。

船長及び釣り客5人は、07時30分ごろ来援した僚船A、僚船B及びその他の僚船2隻にそれぞれ救助されて久慈港まで運ばれた後、救急車で病院に搬送され、釣り客5人には怪我等がなかったが、船長が、溺水による死亡と検案された。

本船は、船長が所属する漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）が手配した業者の作業船2隻により、久慈港までえい航されて陸揚げされた。

所属漁協は、僚船Aから本事故発生の連絡を受けて海上保安庁に通

報した。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

本船の甲板下は、前部が縦に配置された3個の魚倉、船体中央部付近が機関室、機関室の後方がバッテリー室となっており、バッテリー室から空所を挟んで船尾付近が「舵機室兼プロペラ点検口の区画」(以下「本件舵機室」という。)となっており、客室及び操舵室は、機関室の上に位置し、操舵室の後部右舷側に外開きの扉があった。

本件舵機室は、右舷側に舵取機が設置され、左舷側に仕切り壁で隔てられた物置が設置されていた。(写真5、写真6 参照)



写真5 操舵室出入口



写真6 本件舵機室

本件舵機室は、船体中央部の底部に直径約25cmのプロペラ点検口が設けられ、同点検口の周囲には高さ約50cm、縦約40cm、横約60cmのコーミングが設けられていた。

プロペラ点検口には、外縁部に蓋を取り付けるための船体付固定ボルト(直径約8mm、長さ約35mm)8本があったが、本件舵機室内に蓋及びナットはなかった。

(写真7、写真8 参照)

船首方

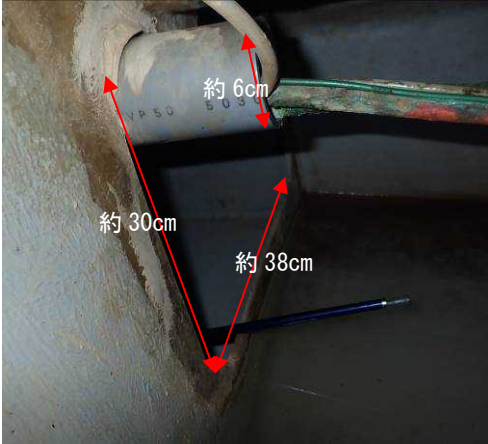


船尾方

写真7 プロペラ点検口



写真8 船体付固定ボルト

	<p>本船は、本件舵機室とその船首方に隣接する空所との間にある隔壁の右舷側下隅に高さ約30cm、幅約38cmの開口部（以下「本件開口部」という。）が設けられていた。</p> <p>本船は、機関室から本件舵機室まで塩化ビニール製のパイプ（以下「本件パイプ」という。）が貫通し、本件パイプ（直径約6cm、長さ約280cm）の中を電源ケーブル等が通されていたが、両端が水密になっていなかった。</p> <p>（写真9 参照）</p>  <p>写真9 本件開口部及び本件舵機室側の本件パイプ端</p> <p>釣り客A、釣り客B、釣り客C及び釣り客Dは、10年来の釣り仲間であり、多いときには月に数回、少なくとも月に1回は本船を利用しており、釣り客Eは、船長の知人であり、沖釣りの経験は3～4回目であった。</p> <p>船長及び釣り客は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、久慈港北東方沖を航行中、本件舵機室のプロペラ点検口が開放されていたことから、プロペラ点検口から本件舵機室に浸水が生じ、本件開口部から空所、更に本件パイプから機関室に海水が流入して転覆したものと推定される。</p> <p>本船のプロペラ点検口が復旧されていなかった経緯については、船長が本事故で死亡したことから、明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、本船が転覆した際に操舵室に閉じ込められて海中に没し、溺水した。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が久慈港北東方沖を航行中、本件舵機室のプロペラ点検口が開放されていたため、プロペラ点検口から本件舵機室に浸水</p>

	が生じ、本件開口部から空所、更に本件パイプから機関室に海水が流入して転覆したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 運航前にはプロペラ点検口等の閉鎖状況を確認すること。・ 隔壁にある開口は閉鎖することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

